



福岡医発第 3077 号
平成 30 年 3 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、各市町村が定めることとなっております。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなどの改正が行われることとなった旨、厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

市町村は従来どおり国が定める単価を上限として単価を設定することになりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は平成 30 年 10 月 1 日施行予定とのことです。ただし、地域区分につきましては、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

(介 136)

平成 30 年 2 月 20 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について（情報提供）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

また、介護報酬等につきましては平成 30 年 4 月に改定が行われますが、今般、平成30年度以降の総合事業の単価についても加算を創設するなど改正することとなり、今後、地域支援事業実施要綱の改正が行われることとなりますが、今般、厚生労働省担当課より都道府県担当部局宛に情報提供のための事務連絡が発出されました。本会においても入手いたしましたので、ご参考までにご送付させていただきます。

なお、市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定、また、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成30 年 4 月 1 日施行とする予定とのことです。

敬具

記

（添付資料）

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」（平成 30 年 2 月 9 日 厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係 事務連絡）

以上



事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなど、改正することとしました。

市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定しています。ただし、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定です。

具体的な内容については、別添資料をご参照の上、必要な対応を進めていただくよう、貴管内市町村への周知等をお願いします。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

TEL : 03-5253-1111（内線 3982、3986）

FAX : 03-3503-7894

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと
 を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ））。

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位／月



<改定後>

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月（新設）

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。



- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧２級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については１年間の経過措置を設ける。
また、初任者研修課程修了者又は旧２級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
生活機能向上連携加算 200単位／月（新設）
※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位／月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士１名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上確保していること。
＜現行＞ ＜改定後＞
栄養改善加算 150単位／回 ⇒ 変更なし

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

＜現行＞ ＜改定後＞
なし ⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）
 ※6月に1回を限度とする

- 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
 - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
- であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

共通事項

- 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）
- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

[施行日]

地域区分については、平成30年4月1日施行。その他は、平成30年10月1日施行。

(別紙) 平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1741 (H29.9.5現在)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市(5) 埼玉県 朝霞市(5) 千葉県 船橋市 成田市(5) 習志野市(5) 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 ふじみ野市(6) 千葉県 市川市(6) 松戸市(6) 佐倉市 市原市 八千代市(6) 四街道市 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 座間市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市(7) 茂原市(7) 柏市 流山市(7) 我孫子市(7) 鎌ヶ谷市(7) 袖ヶ浦市 白井市(7) 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 福岡県 福岡市	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町(他) 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市(他) 各務原市(他) 可児市(他) 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 清水町 木曽岬町 東員町 菰野町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市(他) 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)			

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

※2 () 内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す